

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 101 資産除去債務について

今回は資産除去債務の会計処理についてご説明します。

### ■資産除去債務に関する会計基準の必要性

資産除去債務に関する会計基準（以下、基準とします）は、有形固定資産の除去に関する将来の負担を財務諸表に適切に反映させることは投資情報として役立つと考えられること、また、会計基準のコンバージェンスの観点からその必要性が生じました（基準 22 項）。

### ■用語の定義

基準において資産除去債務は以下のように定義されています（基準 3 項）。

「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」

ここで、以下の点に留意する必要があります。

- 1、有形固定資産は財務諸表等規則において、「有形固定資産」に区分される資産（建設仮勘定やリース資産を含む）に限定されず、「投資その他の資産」に分類されている投資不動産などについても資産除去債務の対象となることがあります（基準 23 項）。
- 2、資産除去債務を有形固定資産の除去に関わるものと定義しているため、有形固定資産の使用期間中に実施する環境修復や修繕は対象とはなりません（基準 24 項）。
- 3、通常の使用とは、有形固定資産を意図した目的のために正常に稼働させることをいいます（基準 26 項）。
- 4、法律上の義務とは、例えば、建築物の解体時におけるアスベストの除去義務、PCB 廃棄物の適正な保管・処理義務、建物等の賃貸借契約による原状回復義務等が考えられます。また、法律上の義務に準ずるものとは、債務の履行を免れることがほぼ不可能な義務を指し、法令又は契約で要求される法律上の義務とはほぼ同等の不可避的な義務が該当します（基準 28 項）。
- 5、転用や用途変更は、当該有形固定資産を用役提供から除外することにはならないため、除去の具体的な態様には含まれません（基準 30 項）。

**■会計処理****(1) 資産除去債務の負債計上**

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上します。ただし、資産除去債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合にはこれを認識しません（基準4、5項）。ここで、資産除去債務の金額を合理的に見積ることができない場合とは、決算日現在入手可能なすべての証拠を勘案し、最善の見積りを行ってもなお、合理的に金額を算定できない場合をいいます（資産除去債務に関する会計基準の適用指針（以下、指針とします）2項）。そのため、資産除去債務の履行時期や除去の方法が明確にならないことなどにより、その金額が確定しない場合でも、履行時期の範囲及び蓋然性について合理的に見積るための情報が入手可能なときは、資産除去債務を合理的に見積ることができる場合に該当することに留意が必要です（指針17項）。

**(2) 資産除去債務の算定**

資産除去債務の金額は、それが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前のキャッシュ・フローを見積り、割引後の金額で算定します（基準6項）。

**(3) 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分**

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加えます。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分します（基準7項）。

ここで、時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理します（基準9項）。

(2016/2/22 号より)